### **新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る**

### **検査を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（検査措置協定）書**

### **（東京都案）**

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の６第１項に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）と〇〇長【検査機関の管理者】（以下「乙」という。）は、協定協議段階で可能な範囲で合意した次の内容につき、協定を締結する。

なお、新興感染症発生・まん延時において、協定の前提・内容（事前の想定）とは大きく異なる事態の場合は、国においてその判断を行い、実際の状況に応じた機動的な対応を行うとされており、この場合には協定の内容を見直すこととする。

（目的）

第１条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検査を実施することにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の検査を提供する体制を確保することを目的とする。

（検査措置実施の要請）

第２条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める検査措置を講ずるよう要請するものとする。

（検査措置の内容）

第３条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる検査措置を講ずるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対応時期（目途） | 流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから１か月以内） | 流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから６か月以内）**Ｂ****Ｂ** |
| 対応の内容（検査（核酸検出検査）の実施能力） | 対応可〇件/日 | 対応可〇件/日 |

※ 検査の実施能力については、持続的に検査可能な最大の数を記載することとし、新型コロナ対応における核酸検出検査と同様の検査方法を想定することとする。核酸検出検査（ＰＣＲ検査等）は、新型インフルエンザ等感染症が発生した際に、薬事承認された試薬を用いる方法のほか、国立感染症研究所が示す方法（それに準じたものとして国が示す方法を含む。）で実施することとする。

また、全国的に検査の実施環境が整備されていること（新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、核酸検出検査の実施に必要な検査試薬等が流通し民間検査機関等が利用できる状況にあるなど、乙の責に帰すべき理由によらず検査が実施できない環境にはないこと）を前提とする。

（個人防護具の備蓄）

第４条 新型インフルエンザ等感染症等に係る検査を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における○ヶ月分の使用量）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サージカルマスク | アイソレーションガウン | フェイスシールド | 非滅菌手袋 |
| 枚 | 枚 | 枚 | 枚（　　　　　双） |

※　備蓄量・品目、備蓄の運営方法等の詳細は、「感染症法に基づく「検査措置協定」協定締結等ガイドライン」の第４条の解説（Ｐ6及び7）を参照すること。

※ サージカルマスクについては、N95 マスクやDS2 マスクでの代替も可能とする。

 ※ アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれる。

 ※ フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能とする。

この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその検査機関での 1 日当たり使用量を備蓄することを推奨する。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量２ヵ月分を確保しているのと同等として取り扱う。

（措置に要する費用の負担）

第５条 第３条に基づく措置に要する費用については、都道府県又は保健所設置市区の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

２ 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第６条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

２　乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第２条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

３　新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第７条 本協定の有効期間は、締結日から令和９年３月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により３年間更新するものとし、その後も同様とする。

２ 第３条に定める検査措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

３　第３条に定める内容その他この協定の内容を履行し難い状況が生じた場合、乙は甲に本協定の解約を申し出ることができる。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第８条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第３条及び第４条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第９条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該検査機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

（疑義等の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　 年　 月 　日

甲 東京都知事名

乙 民間検査機関名:

住所：

(管理者の)氏名：